

家や土地に関する家族と地域の申し合わせ

家や土地は、個人の財産です。

ところが、家主のいない家や持ち主が近くにいない土地が増えています。

このような家や土地の管理や利活用は、個人に委ねられており、

利活用がなされ地域に賑わいをもたらすこともあります。

管理がされず地域に迷惑をかけることもあります。

そこで、わたしたちは、末永く住み続けられる地域をめざして、

家族と地域ができることを申し合わせ事項として定めます。

家族ができること

1. 親と子らは、家や土地の行く末をよく話し合い、方針を固めましょう
2. 家や土地の行く末は、まず利活用から考えましょう
3. 空き家などになる可能性があるときは、地域の人や市に相談しましょう
4. 親は、子らが相続しやすいよう、家や土地の登記などを整えておきましょう
5. 相続を受けた子らは、地域に迷惑がかからないよう

家や土地の適切な管理と固めた方針の早期実現に努めましょう

地域ができること

1. 相続を受けた子らと連絡の取りあえる関係づくりに努めましょう
2. 住民やその子らからの相談にできる限り応じ、助言するなど支援に努めましょう
3. 家や土地の利活用が進みやすいような環境づくりに努めましょう
4. このほか、地域の特性にあわせて地域独自の取り組みを進めましょう

参考

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第3条に「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と所有者等の責務が定められています
- ・空家等が危険な状態となり、倒壊や瓦等の飛散、屋根雪の落下等で隣家や通行人等に危害を及ぼした場合、民法第717条の規定により、その所有者等が賠償責任を負うことがあります
- ・令和3年4月に成立した改正「不動産登記法」により、今後、相続登記が義務化される見通しです